〈企画展「小吉 勝海舟を育んだ父」 プレイバック②〉

収蔵資料に見る勝小吉 (夢酔) の生涯 「勝小吉」 の 誕生~

星川 礼応

1 旗本「勝小吉」の誕生

本稿では、 小吉の少年時代と、 勝家との養子縁組の経緯につい て紐解い てい

最初に、 小吉の出自について簡単に確認しておこう。 小吉は、 享和2 (1802)

深川油堀 (現江東区) の男谷家邸宅で産声を上げた。 男谷家は、 越後国刈羽郡長鳥村えないこのくにかりわぐんながとりむら

在 の新潟県柏崎市) 出身の男谷(米山)検校を祖とする新興の旗本家であった。

はねやま けんぎょう 小吉の

父・平蔵(忠恕)は、この検校の子(-)である。

次に、 『夢酔独言』 から小吉の 少年時代の様子を覗い てみよう。

〔参考〕 『夢酔独言』 (抄出)

ら、 青木甚平といふ大御番、 の小尾大七郎に、 11 〈前略〉 「年は幾 って、 石川が大きな口をあゐて、 けしぼうずの前髪をおとして、 おれが七つのとき、 つ、 名はなんといふ」ときゝおった故、 初て判元のときであったが、 養父の兄きが取持をしたよ、 今の家 「十七にはふけた」とてわらい (=勝家) 養家の方で小普請支配石川右近将監と組頭 へ養子にきたが、 そのときは小吉とい 「小吉、 年は当十七歳」といった おった、 そのとき十七歳と ったが、 その時は

おれが名は亀松と云う、 養子にい って小吉となった、 夫から養家には祖母が

ひとり、 が世話をしたが、 孫娘が ひとり、 おれはなんにもしらずに遊んでばか 両親は 死んだのちで、 不残深 りいた、 ΪΪ へ引取り、 〈中略〉 親父 $\widehat{\parallel}$ 平蔵)

るまで駿河台の太田姫稲荷の向ふ、 0 P きもたびく 7 の津波故、 若林の屋敷を当分かりていたがの、 本所 へやしき替へ をおやぢが して、 普請 其やしきは 0 でき

広くって、 庭も大そふにて、 隣に五六百坪 0 原があったが、 ばけもの B しきと

なが話 おれ が 八 9 ば カン ŋ の時 に、 おやぢが 内じ ゆ うの t 0 をよんで、

0 はらに人の形ちをこしらいて、 百ものが たりをしろとい った故、 〈後略〉

どが 傍線 養子とな 武家の家名存続のため緊急に迎えられた養子)として勝家を継いだことになる。 分か 部に注目すると、 る。 ったことや、 「(養家の) 幼名を 小吉が7 両親は死んだのち」とあるから、 「亀松」 ・歳の時 とい (文化5 V. 養子縁組に 1 8 08 より 年)、 小吉は末期養子 「勝小吉」と改めたことな 17歳と称して旗本勝家の (後継ぎの いな

る。 る。 届 に不審な点が が養父の病席 上役である石川右近将監 この時、 の様子を見る限り、 文中では 小吉は小普請組 無い に赴き、 「判元の か チ とき」 養子縁組の意向を確認した上で、 このころには手続きの内容そのもの エ ツ (小普請支配) クする目的で行わ (幕府が末端の旗本・ と書かれ て と小尾大七郎おびだいしちろう 1 るが、 れた手続きであ これは 御家人を支配するために編成した組) (小普請組頭) 事前に提出された末期養子の 「判元見届」 が形骸化してい った。 L を指す。 か の面接を受けて ï たことが窺わ 小吉の 幕府 判元見 の役 願書 11 れ \mathcal{O} 人

で身寄りを失った信とその ところで、 文中 に見える 祖母は、 「孫娘」 とい 深川の男谷家に引き取られたという。 かめざわちょ う 0 が 後に 小吉の妻となる信の家 で あ る。 両 親 \mathcal{O} 死

談会) 本所の新宅が完成するまでの の仮住まいに住んでい その後、 に興じた記憶を回想し 男谷家は洪水を避けて本所 た時、 間、 男谷家の一家で 7 11 る。 家は駿河台を仮住ま 当時、 (亀沢町) するがだい 「百物語」 小吉は に引 8歳 つ越すこととなり、 で (参加者が怪談を順に語っ いとしてい あ 0 た。 る。 小吉によると、 深川 を離 てい れた。 く座

料 以上が が 発見され 『夢酔独言』 たの で、 早速紹介しよう。 に見る 「勝小吉」 誕生譚だが、 今回、 このことに対応する当時 \mathcal{O} 資

[資料1] 文化6年12月付 〈石川右近将監・ 小尾大七郎宛〉 勝小吉明細書



「本紙」(朱字) 美濃紙巻紙

明細書

実父男谷平蔵

養父勝甚三郎死、養子

養子惣領

高四拾壱俵壱斗弐合六夕九才

本國三河

勝 小吉

弐拾弐俵弐斗五升六合六夕九才 地方

生國武蔵

内

酉廿壱歳

巳十七歳

拾八俵壱斗九升六合 御蔵米

「外」(貼紙抹消) 弐人扶持

割下水津軽越中守東門前横町小普請組小濱長五郎

支配酒井万吉拝領屋敷借地住宅仕候、

当御代、 私「儀」(貼紙抹消)養父勝甚三郎、 病気差重り候処、 男子無御座候ニ付、 小普請組石川右近将監支配之節、 続者無御座候得共、

智養子仕度段、文化六己巳年十一月廿 日甚三郎

願之通、跡式無相違被下置候旨、於菊之間御老中奉願置、同年十二月二日病死仕候、同年十二月廿日養父

御列座 被仰渡、小普請組石川右近将監

支配ニ罷成候、

養祖父

勝安五郎死

浚明院様御代 「私養祖父」(付箋) 安五郎儀、 父勝市郎右衛門御材木石奉行相勤候節



御目見被 被仰渡、 仰付、 三癸卯年七月十六日病死仕侯 板倉佐渡守殿被仰渡、 勝安五郎江「跡式無相違被下置候旨」(付箋)御老中御列座 廿三日病死仕候処、奉願置候通「跡式無相違」(點無抹消) 私養祖父 差重り候ニ付、 養父勝市郎右衛門御廣敷番之頭相勤候節、 高二被成下候旨、 御番入被 寶曆十二壬午年十二月七日 安永五丙申年十二月十九日従部屋住大御番江 本庄伊勢守組二罷成、 仰付、 跡目之儀奉願置、 於菊之間御老中御列座田沼主殿頭殿 御切米父本高之通被下置、勤候内弐百俵 本庄伊勢守組之節、 同人組之節、 安永六丁酉年八月 天明 病気 安五郎

浚明院様御代、 私養祖父勝安五郎病気差重り候ニ付、

被下置候旨「同年十月四日」(駐紙抹消)於菊之間御老中御列座 跡目之儀奉願置、 仕候処奉願置候通、 田沼主殿頭殿被仰渡小普請組水野大膳支配二罷成 「天明三癸卯年」(賦無排) 七月十六日病死、 跡式無相違「私」(朱字) 勝甚三郎江

上院上的方時後一至活然住人門面各年八月九日 是以 任有主後中部名法支犯"在成因大學年 九丁三年三月六八日的接支犯即皇出以下都多 中美之成少人候後山上部名本艺同人户俊之同 以行成都以門的中南天教的不要為同人 於 谕 過一同門老中少利在太田信中古教 世活为极助了我都多新以门小着情的人看 古月六行四上於也庭太的 五年九月古七一紀 七後便とあんけりはやな人文化と言を改い 何上路也却完不中川西拜的人人人 及古衛运方的用是也了古都多松平行至多数 そりは一枚光らる名の年九月女台ラ用 **人洞内山口相衛を安養利馬方殿を後後公教** とは後国主東中年四月八日のかぞ不花書か のかで不活ち物在個の用骨が大部山を 後の神で不かせる後でと後では日本ないあ 月八日かちを在支犯を放回年三月廿日日

3

其後段々支配代り、 浅野隼人支配之節、 寛政四

壬子年九月廿五日一統

御目見被 仰付其後、 山口勘兵衛支配二罷成、 同六甲寅年

十月廿五日吹上於御庭大的、

上覧被 仰付時服一重拝領仕候内、 世話取扱助可相勤旨、 勤候内小普御役金 同八丙辰年八月九日

御免被成下候段、 九丁巳年十二月廿八日持格支配勘定出役可相勤旨、 於山口勘兵衛宅同人申渡之、 同

於躑躅之間御老中御列座太田備中守殿

被仰渡勤候内、為御手当五人扶持被下置候旨御同人 同十二庚申年四月八日御勘定所諸書物

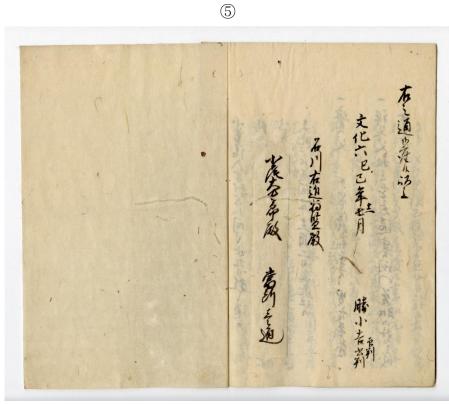
御勘定所諸書物取調御用骨折相勤候ニ付、一十月八日本多兵庫支配ニ罷成、同年十二月廿四日何之上、於御勘定所中川飛騨守申渡之候、同年反古漉返方御用見廻り可相勤旨、松平伊豆守殿江反古漉返方御用見廻り可相勤旨、松平伊豆守殿江於御勘定所柳生主膳正申渡之御用中為御手当

4 實义 祖父父叔臣を表通の妻利の老れらなとめ 小多名伊佛子只像了小看法但为门出进和此 小艺信人家致少时同日本九日教一道的 文化一方成因年三月一百高死法 16年の名れ年行をが放きは成に成ないです まから数以後後人文化六七八年六月一百福乳が 外子不多於鄉國之间即光中內河在产田 よいりおれるれるとなるとなる人通りところ なる行をは数は何したなかからくながり いるからるもと本人なれるだいときる **ショナる方用及古席返中用を投資がおあ** 杨烈松年行在少数的人版八言和元奉年 おけるなり渡る枝子をいるない古を経か 了福山下版外子を落文記之云同年九月 多世了但然如天工人 男女子

采女正殿被仰渡候、 主膳正申渡侯、本多兵庫支配之節、 松平伊豆守殿江伺之上、 候ニ付、為御手当壱ヶ年金拾八両宛被下置候旨、 五月十五日御用反古漉返御用取扱骨折相勤 椽頬松平伊豆守殿被仰渡候、 為御褒美銀五枚被下置候旨、 仰付候旨、 被下置候旨、 小普請入奉願候処、 十六日持格支配勘定被 松平伊豆守殿被仰渡候段、 於躑躅之間五老中御列座戸田 同月廿九日願之通被 文化六己巳年六月三日病気ニ付 於御勘定所柳生 仰付、 享和元辛酉年 於御右筆部屋 並之通御足高 同年九月 於御勘定所

支配二罷成、同年十二月二日病死仕候、 小笠原伊勢守申渡之、 小普請組石川右近将監

- 實父 御勘定組頭相勤罷在候 男谷平蔵
- 祖父、 父、私迄、 遠慮逼塞閉門差扣御咎之儀



右之通御座候、以上、

文化六己巳年十二「七」(採消)月

勝小吉 在判 印判

石川右近将監殿

「小尾大七郎殿 当所壱通」(付箋)

履歴書の下書きである。 右は、文化6(1809)年12月、 提出先は、 『夢酔独言』にも登場していた「石川右近将監殿」と 小吉が勝家との養子縁組に際し、 幕府に提出した

「小尾大七郎殿」である([参考]・[資料1]⑤参照)。

①から順に見ていこう。 初めに、 小吉の年齢表記について。 当時小吉の実年齢は8歳で

小吉の自筆ではあり得な に経験した逢対 十七歳」と記されてい ここに小吉 したとの記述 出て W で書て貰た VI るに銘 \mathcal{O} (就職活動) ほ ([参考]) V) λ Z 名を書く の記憶違い る。 『夢酔独言』 L てい 『夢酔独言』 を振り とは合致 た。 がな 分かる。 0 だが が 『夢酔独言』 返り 見ら V \mathcal{O} \mathcal{O} 中で小吉は てい であ では7歳 れ お 小吉の養父は勝甚三郎かっじんさぶろう るが れ る。 る。 は手前 に 石 は、 (文化5年) Ш \mathcal{O} 1 名 勝家 6 小 が 歳 혼 カン \mathcal{O} \mathcal{O} 時

よる判元見届の

時に17歳を称

(文化

1

4

1

8

 $\frac{1}{7}$

年

頭

0

宅

で張

面

(三帳

画

が

0

てこま

0

た、

人に

頼

因

[みに、

の資料は

に勝家の養子とな

ったとあ

り、

あ

0

たが、

Ē

(文化6年)

と吐露し て 11 る。 ょ 0 て、 8 歳 \mathcal{O} 小吉が長文を書けるはず

子となっ (元良) さて、 か した 5 た小吉の後見人として とい 冒頭の記載か この 11 書類の この 5 書類が提出された時点で死去 作成に 当時 もこの青木辺りが 「養父 \mathcal{O} 旗本勝家の詳細な状況が (甚三郎) 関わ の兄き」 0 7 1 である青木甚平(2)が見える。 たかもしれない

御箪笥町 男谷家の本所移住前に遡ることになる。 万吉の拝領屋敷) 記 載か \mathcal{O} ら分かる通り、 町屋敷を拝領 12 住んで してい 旗本勝家は江戸後期には既に 11 たらし た。 また、 いことも分かる(3)。 ①傍線部 からは、 4 1俵余の つまり、 本所南割下水の貸家 小禄と二人扶持、 勝家と本所との接点 (酒井 几 ツ

発祥の に移住し 1 ところで、 8 地 $\widehat{1}$ たと伝えられて (本貫地) 5 勝家が 9 0 が三河国 年に家祖で 江戸在府であ 11 (現 あ る時直が りなが • 愛知県) が 5 徳 「本國三河」 Ш であることに由来す 家康 \mathcal{O} 関 と記され 東入 部 に ź。 従 て V 11 勝家の るの 三河 は、 玉 由 緒 旗本勝家 か から武蔵国 では、 天 \dot{O}

小吉の養父甚三郎の死期は?

家治期以 V いえはる て、 甚三郎 \mathcal{O} 0 勝安五 死と小吉の かつやすごろう 郎 (曹淓 養子縁組に関する経緯や、 小吉 \mathcal{O} 養祖父、 甚三郎 「浚明院殿」 \mathcal{O} 養父) と甚三郎 こと第 \mathcal{O} 0

郎 略 たる \mathcal{O} 職務経歴、 死にまつ (4)が ·続く。 わる経緯が判明する。 小吉の実父で勘定組頭を勤めた男谷平蔵がおりの実父で勘定組頭を勤めた男谷平蔵 $\sum_{}$ \mathcal{O} 連 \mathcal{O} 記述 から、 要約すると次 小吉が勝家の末期養子となる原 のようなことが記されてい (小普請組 朝比奈河内守支配) 因とな 0 甚三 \mathcal{O}

幕府に 属し 吉と勝家との 勘定組頭、 ケ 「当御代」、 後 年9月1 ていた甚三郎 申 \mathcal{O} 請 1 1 月 2 したとい 勘定に次ぐ役職) 縁組 6日以来、 つまり第 が は病に侵された。 0 日 認められた う 付で養子縁組 (同月29 11代将軍徳川家斉の時代に入り、 8年間にわたり支配勘定しはいかんじょう であ \mathcal{O} は 日 0 [認可)。 たが、 \mathcal{O} [資料1] 1 許可を幕府に申請するが、 2月20日のことだったという。 文化6 後継ぎとなる男児が ④から補足すると、 年 (勘定所の役人、 6 **月** 3 日に発病 小普請組で石川右近将監 11 翌12月2日に死去。 甚三郎は享和元 なか 勘定奉行を頂点とし 0 支配勘定 た甚三郎 \mathcal{O} は、 $\widehat{1}$ 退職 \mathcal{O} 下に 8 小 0

٢, これは ある 疑問 『夢酔独言』 点が 生じ には無か 0 た新情報である。 カン 『夢酔独言』 \mathcal{O} 記述に 照ら

なろう。 台 そうすると、 は夏に納 に \mathcal{O} 5 関する 夢酔独言 が の若林屋敷を仮住まい そ 深川に引取られるのは、 れは だったと述べている。 涼 小 吉の かし、 のため行わ "信と養祖母が 少なくとも文化6年 で小吉は、 証言で ここで引っ掛かるのが、 ある れることから、 男谷家が二人を引き取った時には としていた男谷家一家は、 水勝家か ([参考] それ以前 [資料1] ら深 12月時点で男谷家は 後半部分)。 百物語が行われた Щ のことでなければ に照らすと、 0 同じく 男谷家に引き取 小吉が 『夢酔独言』に見える そろ 文化6年12月2日以降ということに 深川 · 8 歳 お \mathcal{O} 0 か は て百物語をした。 5 「両親 を去 文化 れた時 \mathcal{O} L 1 時 \mathcal{O} 6 った後であ (つまり文化6年)、 (甚三郎夫妻) 年夏頃と考えられる。 期 である に 0 「百ものがたり」 1 ŋ, て // 通常、 は死 信と養祖 で 百物 あ んだ 駿河

記述に あ \mathcal{O} る程度信を置い 夢酔 憶と情景描写は 誤 独言 り が あると考えることは で て良 小吉が養子縁組 極め V ように思わ て具体的 可 か \mathcal{O} れ 能 時 つ緻密で であ 期を誤認 る。 あ る。 て か 時 VI たこと 期 各出 はともか 来事 (前 や人 述 くとして、 間 カュ , P 関係に関する小吉 状況描写には 夢酔 \mathcal{O}

そうなると、 疑 わ 1 \mathcal{O} は む しろ 〔 資 料 $\underline{1}$ に おけ る甚三郎 \mathcal{O} 死 期で あ る。 そもそも

本来、

の時

間

巳年」 そうして の直下の [資料1] 「七月」 を眺めると、 部分が、「十二月」に訂正されているのが分かる。 年紀の部分 ([資料1] <u>(5)</u> に目が留まる。 「文化六己

文化六巴乙年好月 勝小老

ているように思われる。 このことは、 元々、 の身辺について何らかの特殊な事情があったからではないだろうか はっきり 甚三郎と小吉の養子縁組の話が、 「七月」 と記されていることから、 それにも関わらず、幕府への申請が年末に延期されたのは、 実際は7月の時点で出 単なる誤字の訂正には見えな ていたことを示唆し 甚三

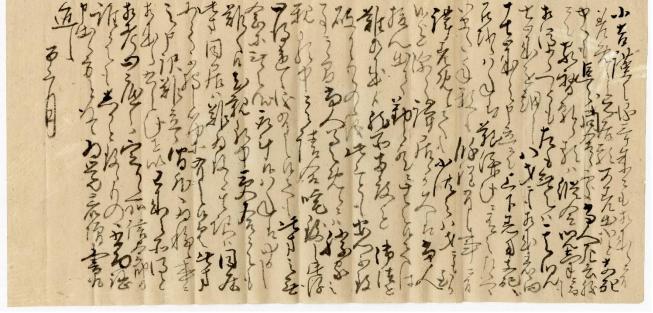
その直後の出 中の出来事と読み取ることが出来た男谷家の深川退去、 れるわけ なかったのではない 養子を立てて家名断絶の回避を図った事例は数多く見られる。 戸時代の武家において、当主が後継ぎ不在のまま急死した場合にその死が隠匿され、 に急死していたとするとどうだろう。 具体的 だが、 な資料を欠くので、 来事として位置付けることは時系列的に可能である 仮にこれら一連の流れを文化6年7月頃 か。 甚三郎の死後、 飽くまで臆測 当主の生前に後継ぎを定めることが原則であ 遺族である信と養祖母はその後男谷家に引き取ら の域に留まるが、 そして駿河台での百物語の話を、 のことと仮定すると、 例えば、 勝家の場合もその例外では 甚三郎が 実は 文化 6年夏 7 急ぎ た 户 汀. 頃

8 に対する表向きのもので、 \mathcal{O} 以上のことから、 水面下 \mathcal{O} 動きが [資料1] に記された甚三郎の死期と養子縁組の経緯は、 あったのかもしれない 実際は、 文化6年夏中に甚三郎 の死と小吉を末期養子とするた 飽くまで幕府

3 小吉 「十七歳」 の意味

年齢を詐称 最後に、 8 歳 の したわけではなく、 小吉が 17歳を称 当時 の旗本にお した背景に つい 1 7 て見てみたい。 般的なことであった これ は、 小吉が好 んで

〔資料2〕文政8(1825)年2月某覚書



謹差免 之申訳難立 念等無之様取計候ハねはゆる 親類中ニ而請合咤致し、 七歳を越し また 得違之儀有之候ても て不埒之筋等有之候而者、 七歳之申 右之趣を以、 又之儀(力)、 ハ難為致候、 当人差免候ニハ勝家之 <u>V</u> 然所両度迄御慎を ニ無之候ては 外へ為移候事ニ 小供之八才 二有之 ニも相成候 民来之所得を 其限 此上とも安心 着用 此方之無 書面 書取 ハ 死去抔ニて 此 同 居 ニも 左候 支配 表向 ニ 付 至 ۷ n

酉二月

出 謹慎中だった小吉 右 の資料 9 1 は ては記名が 文政8 (当時24歳) なく不明だが $\widehat{1}$ 8 2 5) \mathcal{O} 身 年2月に書か 0 小吉の実家であ 処 L 方に れたも 0 11 る男谷家の者が関与 て記されて \mathcal{O} であ る。 11 ることが 調査を進めた結果、 判 7 明 1 る可能性 した。 差

がある (詳しくは次回に述べる)。

雨宮神社の神主であった中村斎宮の家を訪問ᡑめのみや するが、 が、 に帰宅。 間 2 度、 2年間は を浴びなが 末に 2年5月2 を放浪するが 同 年 は 江戸を出奔。 本所亀沢 この時は石川 7 療養も兼ね 1 月初め、 家は騒然とし、 ら悶 4 歳 4日に江戸を飛び出してい 々と過ごすうち、 町 \mathcal{O} 時 \mathcal{O} 小吉は、 『夢酔独言』を読むと半ば冒険譚である。 中 て身を慎むことになった)。 男谷家を抜け (文化 -村家の 0 温情で処罰は免れ 実父の 1 以前に剣術修行 2 座敷を掃除 男谷平蔵は恐々とし 上方に行って自由気ままに暮らすことを思い立ち、 出 1 Ļ 8 1 る。 家出 5 年) L た 7 1 \mathcal{O} (結局、 以後約4ヶ月にわたり東海道 したことが ٤, 世話をした中村帯刀の実家であ たところに甥 2回目は、 逗留する。 2 -1 歳 放浪中に患った睾丸の て小普請支配の あ なかむらたてわき \mathcal{O} 0 文政5年 た。 時 • しばらく遊び暮らして 閏8月、 新太郎 (文政5 1 回目は、 5 月 2 石川右近将監 (後の精^{せい)} 本所亀沢町の男谷邸 • 1 8 (駿河 腫 養祖母 8 日に、 り、 22年) れ のため 信友) 遠州 に報告 \mathcal{O} 借金苦 文化 小言 \mathcal{O}

父 が迎えに [資料2] \mathcal{O} 家に設えられた座敷牢に入れ 来て、 はこの 江戸に 謹慎明け 連れ戻された。 \mathcal{O} 時 \mathcal{O} かられ、 t 結局、 \mathcal{O} だが、 約 3 小吉の長兄 冒頭 年間 部分 の謹慎生活を強い ・男谷彦四郎 (傍線部) に興味深 5 (思孝、 れることとなる。 1 記述が見て 新太郎の養

取

n

. る。

要約すると

裃を着せ、 生きてい か) を願う場合は、 1 0 12 謹慎を解くに当たり、 0 る場合) VI 小普請支配 て小普請支配 児童を後継ぎとすることが認められるが、 は、 児童が7歳を過ぎて8歳に \mathcal{O} もとに出頭 12 問 「小吉 VI 合わせたところ、 の隠居願を提出すべきか しなけ れば、 難し なったら、 「当人の死去などの かろう」 そうでな 1 (=小吉を隠居させるべ لح 7歳ということにして VI う VI 回答で 場合 事情で家督相続 (=当人が あ 0

数ケ と 1 家督を継が 月後に生まれた長男・ 内 容で ある。 せて隠居することは認め ここに見える 麟太郎 当人 (当時 3歳 5 とは れ な \mathcal{O} 海舟) 小吉、 11 ため を指す。 「児童」 麟 太 とは 郎 つまり が 小 8歳になるまで謹慎を 吉が 小吉が 謹慎生活を始め 3歳 \mathcal{O} 7

続けるか、 うことが 書い 心を入れ替えて御勤 7 あ るの であ めに励 む か 11 \mathcal{O} いどちら かを選択 しなけれ ばならない とい

時 i独言』 の慣例におい ここに当時 にお \mathcal{O} 11 て至極真っ当な手続きを取っていたことが分かる。 て8歳の 旗本の家督相続 小吉が 17歳を称してい \mathcal{O} あ り方が 端的 に ることは何らおかしい 表 ħ てい る。 لىلى カン 5 ことではな 〔資料 1 B

なか 歳という体裁をとる必要が 困難をきたすこととなる。 より、 新たに末期養子を立てなければならない 人 \mathcal{O} 制度の成り立ちと深く関係する。 満である場合にの いに末期養子の禁を緩和し、 勢力削減と統制を図るためであった。 (慶安事件) か った。 お、 が大量に発生し、 早逝した当主は17 「17歳」 これは、 中 には、 が 生じ み末期養子を認める」 という年齢設定は、 幕府が 若くして末期養子となり当主に迎えられた者が 慶安4 てい る。 あったであろう。 そうした事態を防ぐ 歳以上でなければ末期養子を迎えることが出来ず、 後継ぎ不在の大名・旗本を改易 これ以降、 (1651) 年には由比正雪・ これに危機感を抱い そもそも、 末期養子を立てる際の しかし、 という事例も多々あった。 という慣習によるものだろう。 次第に右の慣習が 幕府は江戸時代前期まで末期養子を認めて ために、 これにより仕える家を失った牢人 た幕府 新当主となる末期養子は最低 確立され原則化 (取りつぶし) (第4第将軍 丸橋忠弥ら牢人による陰謀事まるばしちゅうや 「養父が その場合、 間もなく死去し、 17歳以上50歳未 これは、 することで、 徳川 してい (家綱) 右の 家名存続 った。 末期養子 原則 (浪 また 1 そ VI 0

上に り、 とりを読み返してみると、 11 てそれだけ大人びた風貌の たはずである。 石 見えるぞ」 Ш 年 は、 は当十七歳」 こうした事情を当然理解しており、 という意味で笑ったと解釈することが出来るの この前提に立って、 と言 った8歳 石川が 少年であ 「十七にはふけた」と言って笑った真意が \mathcal{O} ったとい 小吉に対 再度 『夢酔独言』における小吉と石川 うことになるだろう。 小 吉の実年齢が 石 川 は 「8歳どころか、 である。 8歳であることも承 小吉は、 1 分かる。 小尾 歳 8歳にし \mathcal{O} 知 Þ つま n 7

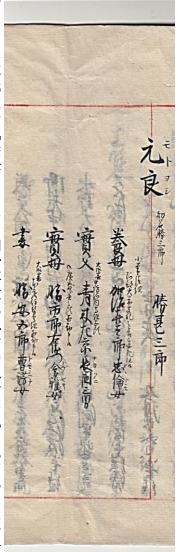
4 おわりに

た。 かりとしての意義である。 つは、 本稿では、 今回紹介した資料、 従来知られてきた小吉像を大幅に補い、 「小吉」展で初公開した資料を用い、 そして今後紹介する資料には、 その生涯をより鮮明に捉える新たな手が 勝小吉の少年時代につい 大きく二つの意義があると思う。 て掘り下げ てみ

要な資料の とも言えるだろう。 リアルタイムの資料とのリンクもまた多く認められることは注目すべきである。42歳 分も残る。 に小吉の記憶違い 価値の高さを改めて気付かせてくれる、 小吉がそれだけ自分の過去とよく向き合い、各出来事について考え続けていたことの証左 そしてもう一つは、『夢酔独言』における小吉の記憶の精緻さと、 回想である以上、 一つであることに変わりはない は含まれているし、 故に 『夢酔独言』は、 それらはやむを得まい。 記事内容の時系列や出来事の詳細に 傍証とし 今後も小吉の生涯や当時の社会を伝える最も重 ての意義である。 それでも、 本稿で紹介したように、 『夢酔独言』 その歴史資料としての ついて曖昧な部 には、 確か \mathcal{O}

の姿について、 次回は、 (今回少し触れた) 自筆文書と『夢酔独言』 21歳の小吉の家出事件と、 から紐解いてみたい。 その後の 就職活動 に励 んだ小吉 (擱筆)

- 1 海舟は平蔵を検校の「九男」と把握している。
- 2 番を務めた旗本・青木左京(長国) た経歴を持つことが分かる。 の息女だった縁により、 左の勝甚三郎筆『系譜』(寛政11年11月、 勝安五郎 の三男で、実母が勝市郎右衛門 モミチ) 館蔵)によると、実は甚三郎自身も大御 の息女と結婚して末期養子となっ (命雅、 ノブマサ)



考えるべきであろう。 死亡していることが分かる。 「小普請組阿部大学支配之節病死仕候」と記されており、寛永11年11月時点で既になお、ここには元良の「養母」として加治喜太郎忠倫の息女が記されているが、右脇に 人と考えられる。『夢酔独言』に見える養祖母は、安五郎 (1839) 年12月12日に死去したと推定されることから、 「養母」として加治喜太郎忠倫の息女が記されているが、 一方、『夢酔独言』に登場する小吉・信夫妻の養祖母は、 (曹淓) の後妻、または側室と この女性とは別

[資料1] ①傍線部の冒頭に「。」とあるが、これは剥離してこのページに挟まってい (右 元の貼付位置を示すと考えられる。



年夏頃とする推論(後述)の傍証ともなり得る。 と考えることが出来よう。 小吉は深川を離れていたことが明らかである。このことは、男谷家の深川移住を文化6 同居仕罷在候」とある。 「当分、 当時本所亀沢町横丁、 地の文は甚三郎、 なお、 この付箋から、 私実父小普請組朝比奈河内守支配男谷平蔵方二 付箋は小吉の住居状況をそれぞれ示している [資料1] が提出された時点で男谷家と

本資料④の末尾に、「一、 祖父父私迄遠慮逼塞閉門差扣御咎之儀」との一つ書きがある

祖父父私をを急通妻河の光れらない

勝安五郎、 があったと考えられるが、 するものと見るべきか。そうする場合、彼らがこれ以前に何らかの罰に処される出来事 から、この記述は小吉の実の 甚三郎の経歴を見るに、彼らが 現時点で詳細は不明である。 「祖父」男谷検校、「父」男谷平蔵、 「御咎」を蒙った形跡は見受けられないこと 「私」小吉の三代に関